

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月28日
【会社名】	株式会社オールアバウト
【英訳名】	All About, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江幡哲也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号
【電話番号】	03(6362)1300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 森田恭弘
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号
【電話番号】	03(6362)1300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 森田恭弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年6月28日開催の当社第31回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

江幡哲也、森田恭弘、宮崎秀幸、土門裕之、石澤顕、及び伊藤邦宏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

渡邊龍男、武田健二、及び山縣敦彦を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額350百万円以内（うち社外取締役は50百万円以内）とすること、及び各取締役に對する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会に一任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に對する具体的な金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議に一任するものであります。

第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に對する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、具体的な配分については、取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	105,341	1,263	0	(注) 1	可決 98.78
第2号議案					(注) 4
江幡 哲也	105,038	1,566	0		可決 98.49
森田 恭弘	105,088	1,516	0		可決 98.54
宮崎 秀幸	105,098	1,506	0	(注) 2	可決 98.55
土門 裕之	105,096	1,508	0		可決 98.55
石澤 顕	93,794	12,810	0		可決 87.95
伊藤 邦弘	93,920	12,684	0		可決 88.07
第3号議案					(注) 4
渡邊 龍男	105,436	1,168	0	(注) 2	可決 98.87
武田 健二	105,239	1,365	0		可決 98.68
山縣 敦彦	105,451	1,153	0		可決 98.88
第4号議案	104,339	2,265	0	(注) 3	可決 97.84
第5号議案	104,425	2,179	0	(注) 3	可決 97.92
第6号議案	104,271	2,333	0	(注) 3	可決 97.78

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
 3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
 4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する事前行使及び当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上